

3日監第99号
令和3年11月29日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市監査委員 浅岡 勇夫
日進市監査委員 萩野 勝

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を提出します。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

健康福祉部 福祉会館

第3 監査の期間

対象期間 令和3年4月1日から令和3年8月31日まで

実施期間 令和3年8月25日から令和3年10月25日まで

第4 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は、書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。
- (5) 服務・個人情報の管理、主要事業及び事務の執行は適正か。

第5 監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施しました。

監査においては、「第4 監査の着眼点」に記載されている事項について、職員からの説明聴取及び関係書類の閲覧等の監査手続を実施しております。

第6 監査の結果

監査の対象となった事務は重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めます。

なお、今後の事務の執行にあたっては、次の点について要望いたします。

[要望]

- ① コミュニティサロン送迎バスの運転手の運転免許証等と自動車保険契約の内容について、原本を確認し、記録並びに保険契約の写しを残されたい。
また、送迎バスの運行日誌の記入については、様式に従い適正に行うよう指導されたい。
- ② 複写機等の手数料支払い契約については、各館の利用状況、導入機器、導入時期、選定業者等に配慮し、業務改善につながるよう検討されたい。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

健康福祉部 保険年金課

第3 監査の期間

対象期間 令和3年4月1日から令和3年8月31日まで

実施期間 令和3年8月25日から令和3年10月25日まで

第4 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は、書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。
- (5) 服務・個人情報の管理、主要事業及び事務の執行は適正か。

第5 監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施しました。

監査においては、「第4 監査の着眼点」に記載されている事項について、職員からの説明聴取及び関係書類の閲覧等の監査手続を実施しております。

第6 監査の結果

監査の対象となった事務は重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めます。

なお、今後の事務の執行にあたっては、次の点について要望いたします。

[要望]

- ① 業務委託契約をする際には、仕様書には不必要的文言は記載せず、適正な事務手順により手続きをされたい。
- ② 市が保管する契約書については、印紙などを含めて適正な書類を保管されたい。